

対馬市森林整備計画書

計画期間 自 令和 7年4月 1日
至 令和17年3月31日

令和7年3月31日 樹立

長 崎 県 対 馬 市

目次	ページ
I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1 森林整備の現状と課題	3
2 森林整備の基本方針	3
3 森林施業の合理化に関する基本方針	4
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	5
3 その他必要な事項	6
第2 造林に関する事項	6
1 人工造林に関する事項	6
2 天然更新に関する事項	7
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	7
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	8
5 その他必要な事項	8
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	8
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	8
2 保育の種類別の標準的な方法	9
3 その他必要な事項	9
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	9
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	9
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3 その他必要な事項	10
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	10
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	10
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	10
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	10
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	10
5 その他必要な事項	11
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	11
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	11
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	11
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	11
4 その他必要な事項	11

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	11
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	11
2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	12
3 作業路網の整備に関する事項	12
4 その他必要な事項	14
第8 その他必要な事項	14
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ 森林の保護に関する事項	16
第1 鳥獣害の防止に関する事項	16
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2 その他必要な事項	16
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	16
2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	17
3 林野火災の予防の方法	17
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5 その他必要な事項	17
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	18
1 保健機能森林の区域	18
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法 に関する事項	18
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	18
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	19
1 森林経営計画の作成に関する事項	19
2 生活環境の整備に関する事項	19
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4 森林の総合利用の推進に関する事項	19
5 住民参加による森林の整備に関する事項	19
6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7 その他必要な事項	20
別表1 公益的機能別施業森林区域一覧	
別表2 公益的機能別施業森林における施業方法一覧	
別表3 長伐期施業区域外森林一覧	
別表4 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域一覧	

《付属》

参考資料、図面

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市の森林の面積は、63,105haで、総面積70,742haの89%を占めており、この内、国有林が4,933ha、民有林が58,172haである。現在民有林の人工林面積は19,788haで、その多くは36年生以上の利用期を迎えている。これらの森林資源を有効に利用する森林施業を推進していくとともに、育成途上の若齢級の森林の保育管理を行っていくことが当面の課題である。

しかしながら、木材価格の低迷や所有者の高齢化、後継者や新規就労者の不足に加え、ニホンジカ等による食害や林木の剥皮被害等、森林被害のため経営意欲の減退もあり、林業を取り巻く環境は厳しく、森林施業が適正に実施されていないのが現状である。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、良質材の生産と、国土の保全及び水源かん養等、森林の有する諸機能を高度に発揮させるために、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持増進を図ることが必要である。このため、森林の持つ機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿に誘導するための森林整備の考え方について、重視すべき森林の機能に着目した区分に分けて森林整備を推進する。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

公益的機能別施業森林の設定	
ゾーニング区分	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	・下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	・下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
快適環境形成機能	・樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
保健・文化機能 (生物多様性保全機能を含む)	・身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 ・史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。 ・原生的な森林生態系、ツシマヤマネコ等、大陸との繋がりを示す希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
木材等生産機能	・林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

公益的機能別施業森林 森林整備及び保全の基本方策	
水源涵養機能	・良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小及び分散化を図る。 ・ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。
山地災害防止機能 /土壌保全機能	・災害に強い地域づくりの観点から、地形・地質等の条件を考慮した上で林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。 ・集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	・快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。
保健・文化機能 (生物多様性保全機能を含む)	・市民に憩いの場と学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等、多様な森林整備を推進するとともに、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進するとともに、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。 ・全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、その土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な森林がバランスよく配置されていることを目指す。とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林等は生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全し、野生動物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	・木材などの林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽又は天然更新による確実な更新、保育及び間伐等を推進する。 ・施業の集団化や、機械化を通じた効率的な整備を推進する。

上記のような森林整備を推進する上で重要な林業労働力である対馬森林組合及び林業事業体等が中心となって森林所有者に対する間伐促進の啓発や着実な実施を図る。今後主伐期を迎える林分については、伐採を計画的に実施していくための体制整備を推進していくものとする。また、森林行政に造詣が深い有識者等で構成する「対馬市森林づくり委員会」で森林施業のあり方について協議し、地域における適切な森林整備を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

国、県、市、林業事業体、森林所有者等で相互に連絡を密にして、関係者間の合意形成を図り、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進しながら、森林経営計画が円滑に作成・運営されるようにする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、本市における標準的な立木の伐採(主伐)の時期に対する指標、制限林の伐採規制等に用いるものである。なお、この基準は、立木の伐採(主伐)の時点に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

区域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	その他広葉樹
対馬市	35	40	35	40	20

また、長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齢は、以下のとおりとする。

長伐期施業の平均的伐採林齢 = 標準伐期齢 × 2 以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新(伐採跡地が、再び立木地になること)を伴う伐採のことであり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮する。また、伐採面積はおおむね5ha以内が望ましいものとする。
択伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては対馬市森林施業ガイドライン(令和6年3月改定)に基づき、以下のア〜カに留意する。

ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。

イ 皆伐における伐採面積は自然環境や防災面等を考慮し、土砂流出や伐採の影響が海へ直接及び1〜2次河川流域は1ha以内、3〜4次河川流域は5ha以内を面積の目安とするが、これの面積を超えて伐採を行う必要のある場合は、尾根筋、溪畔林、海岸林等の緩衝帯、保護樹帯を利用・設置して伐区を分割し、伐採を空間的・時間的に分散させることを検討する。

ウ 森林の生物多様性の発揮の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

エ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、幅10〜15m程度の保護樹帯を確保する。

オ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行なうものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

カ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持のため、溪流周辺には幅10m程度、尾根筋には幅10〜15m程度、海岸沿いには幅15〜25m程度の保護樹帯を設置する。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)に基づき伐採することとする。

さらに集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適合した方法により実施することとする。

また、人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

地区	施業体系	スギ	ヒノキ
市内一円	短伐期	55年	60年
	長伐期	70年	80年

3 その他必要な事項

伐採により発生した林地残材については、災害を誘発することがないように適正に整理するとともに、木質バイオマス用材としての有効活用も検討する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1)人工造林の対象樹種

造林すべき樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を促すことを基本として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

また、成長に優れた特定苗木や、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の導入及び増加に努めるものとする。

区 分	樹種名
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ類、マキ類、カヤ、イチヨウ、その他有用針葉樹
広葉樹	ナラ類、キリ、ケヤキ、クスノキ、ヤマザクラ、ツバキ、その他有用広葉樹

(2)人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び標準的な植栽本数

樹種	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000
クヌギ	3,000

注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定することとする。

イ 地拵え及び植付けの方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、切株等を利用した簡易な土留め棚を設けた地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	苗の種類に応じて適期に植え付けるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採に係るもので人工造林により更新を図るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了するものとする。ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年以内に完了するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行なうものとする。あわせて、長崎県天然更新完了基準(平成19年5月30日付け、19林第145号長崎県農林部長通知)を適用し、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びカシ類、シイ類、ナラ類、クスノキ、サクラ、クリ、カエデ類、シデ類等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
広葉樹、針葉樹	16,000本/ha

天然更新すべき立木の本数は5,000本/haとし、本数としての算入する際の判断基準等は県天然更新完了基準の5に記載のとおりとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	幼稚樹の生育が下層植生によって阻害されている場合は、幼稚樹の周囲を刈り払い、生長促進を図る。
植込み	天然下種更新及びぼう芽更新が不十分な箇所には、適切な樹種を植え込むものとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の優劣が明らかとなる2年目頃に、根または地際部から発生しているぼう芽を、1株当たりの仕立て本数2～3本を目安として、ぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

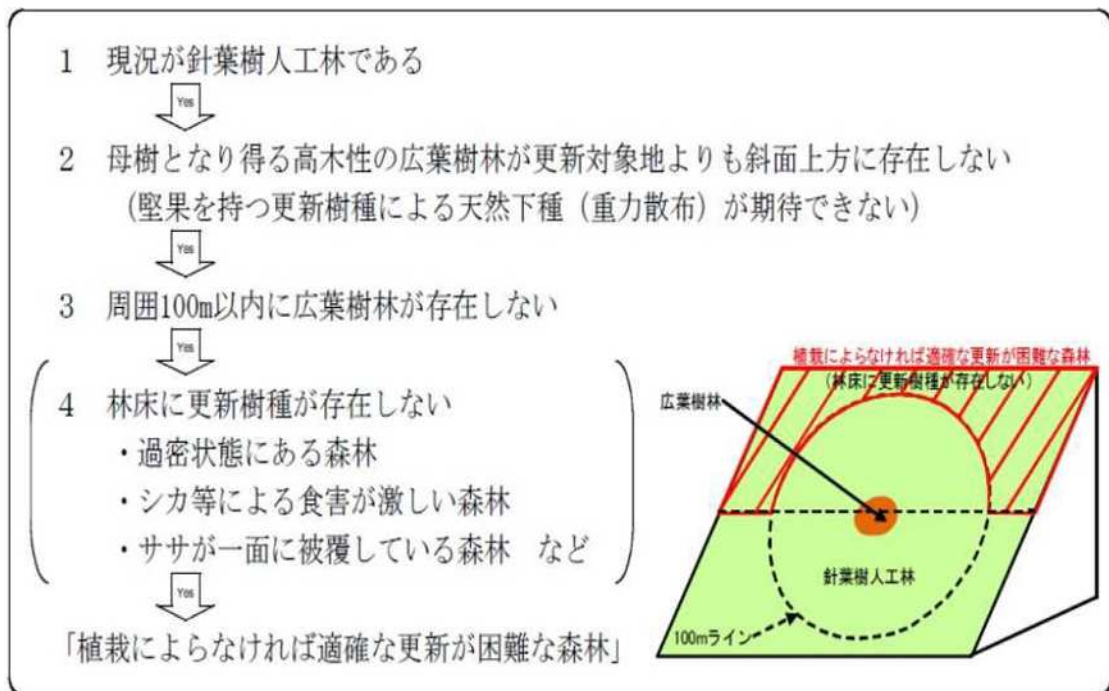
天然更新地においては、県天然更新完了基準の6に基づき、的確な更新が図られているか確認を行い、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とするものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

次の図を基準とする。



資料：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

少なくとも5ha以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市職員が現地の状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導する。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合・・・1の(1)による。

イ 天然更新の場合・・・2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大本数は16,000本/haとする。

5 その他必要な事項

シカによる苗木の食害を防止するために、人工造林地の周囲に防鹿ネットを張るなどの被害防止策を適切に講ずるものとする。なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入されるおそれがないか十分に検討し、また張った後も適切に維持管理を行うものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上するため、次表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施する。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	短伐期	1,500～3,000	16	21	27	34	42	原則として長崎県間伐指針表(短伐期)及び長伐期施業体系図(長伐期)のとおり。
	長伐期	1,500～3,000	20	28	36	50	—	
ヒノキ	短伐期	1,500～3,000	22	31	44	—	—	
	長伐期	1,500～3,000	20	28	38	52	—	

間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとする。平均的な間伐の実施時期の間隔は標準伐期齢未満で10年、標準伐期齢以上で15年とする。また、選木方法については、林業経営方針を基礎に、林業普及指導員等と相談の上、適切な方法を選択するものとする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈	スギ	①	②	②	①	①	①	←	①	→							
	ヒノキ	①	②	②	①	①	①	←	①	→							
	標準的な方法	植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施時期は、6～7月ごろを目安とする。															
つる切り	スギ							←	①	→							
	ヒノキ								←	①	→						
	標準的な方法	下刈りの終了後、除伐時に至るまでの期間に行い、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、6～7月ごろを目安とする。															
除伐	スギ											←	①	→			
	ヒノキ												←	①	→		
	標準的な方法	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、10～3月頃を目安とする。															
枝打	ヒノキ										①	←	→	①	←	→	①
	標準的な方法	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材をえるために行う。実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。															

注)①、②は、実施回数。

3 その他必要な事項

伐採により発生した林地残材については、災害を誘発することがないように適正に整理するとともに、木質バイオマス用材としての有効活用も検討する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定・・・当該森林の区域を別表1に定めるものとする。

イ 施業の方法・・・別表2により定めるものとする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定・・・当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法・・・別表2により定めるものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)区域の設定

当該森林の区域を別表1により定めるものとする。

(2)施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じて、「第1 森林の立木竹の伐採に関する事項」に記載のとおり主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽又は天然更新による確実な更新、保育及び間伐等の実施並びに森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

有用広葉樹については標準伐期での施業を基本とし、長伐期施業を適用しない。また、長崎県営林、長崎県林業公社の造林地については公的機能別施業森林区分にかかわらず長伐期施業とする。ただし、別表3の森林については、長伐期施業区域から除外する。【別表3】

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林施業の合理化については、本計画区内の公共団体、森林・林業・木材産業関係者の合意形成及び民有林と国有林の緊密な連携を図りつつ、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

放置された森林や不在村森林所有者が多い地域等にあつては、当該森林所有者に対する働きかけや施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進するものとする。また、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者から委託を受けた事業体においては、その経営方針を明確化する観点から、「森林経営計画」の作成を促進させ、その作成および作成後の運営管理については、林業普及指導員の指導を受けながら推進していくものとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1)基本的な考え方

森林所有者が自ら施業を実施、または自ら森林組合や民間事業体等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、災害が発生する可能性が低く林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。経営管理実施権の設定が困難な森林や災害発生リスク軽減のために長伐期に誘導すべき森林、及び当該権利を設定する

までの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権を取得した森林で施業を行う際は本計画に定める森林の整備に関する事項に適合する施業を行う。

(2) 活用にあたっての考え方

ア 経営管理権の設定

施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、当該区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進め、経営管理権を設定するものとする。

イ 経営管理実施権の設定及び市町村森林経営管理事業の実施

経営管理権を取得した森林について、林地生産力や路網整備の状況、木材の供給先の配置等から効率的かつ安定的な経営管理が行われると考えられる森林は、積極的に経営管理実施権の対象とするとともに、条件不利地については、市町村森林経営管理事業による森林整備を進めることとする。なお、傾斜や林地生産力の条件が比較的不利であっても周辺の森林と一体的な整備をすることが適当な森林は、経営管理実施権の対象として取り扱うものとする。

また、経営管理実施権を設定して意欲と能力のある林業経営者に委託する場合、委託する森林の現況に応じ対馬市森林施業ガイドラインに沿った施業を行うよう求めることとする。

5 その他必要な事項

委託を受けた意欲と能力のある林業経営者は、事業の円滑な推進と森林所有者の意向を重視する観点から、事業前の「森林施業プラン」、事業後の精算報告を森林所有者へ行うものとする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

国、県、森林組合、林業公社並びに市が施業実施協定を締結し、適切な森林整備を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備については、意欲と能力のある林業経営者の森林施業プランナーが主体的に現地調査を行い、森林施業プランの提示を行なうものとし、また、境界の明確化については、森林所有者が特定される情報の提供を行うとともに、効率的に境界確定に努めるものとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林作業道、土場を共同で利用するため、森林経営計画の区域を拡大するとともに、そこでの共同使用と維持管理方法について明確化する。

4 その他必要な事項

森林作業道については、次期搬出間伐時に共同で使用するものであり、受託を受けた意欲と能力のある林業経営体のみならず、森林所有者においても維持管理に努めるものとする。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムは次のとおりとする。

区 分	作業システム	路網密度(m/ha)		
			基幹路網	細部路網
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系 作業システム	100以上	35以上	65以上
中傾斜地 (15° ～30°)	車両系 作業システム	75以上	25以上	50以上
	架線系 作業システム	25以上	25以上	0以上
急傾斜地 (30° ～35°)	車両系 作業システム	60以上	15以上	45以上
	架線系 作業システム	15以上	15以上	0以上
急峻地 (35° ～)	架線系 作業システム	5以上	5以上	0以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域
(路網整備等推進区域)

路網整備等推進区域(林班)	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号
厳原	198	内山内院線	5,400	
厳原	311	上槻三町真星線	7,200	
美津島	77	雞知焼松線	200	
峰	46	田口サエ線	300	
上対馬	51	一重鳴滝線	1,500	

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、長崎県林業専用道作設指針(平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知)に則り開設する。また、安全確保、土壌の保全の観点から地形・地質等の現地の状況に適合し、適切な輸送の能力を確保した規格を有する道として作設することを基本とする。

イ 基幹路網の整備計画

開設/ 拡張別	種 類	(区分)	位置 (市町村)	路線名	延長(m) 及 び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5ヶ 年の計 画箇所	対図番 号	備考
開設	自動車道			総数	5箇所 14.6km		3箇所 2.0km		
開設	自動車道	林業 専用道	対馬市 厳原町	内山内院線	5,400	198		5	
開設	自動車道	〃	対馬市 厳原町	上槻三町真星線	7,200	311		7	
開設	自動車道	〃	対馬市 美津島町	雞知焼松線	200	77	○	12	
開設	自動車道	〃	対馬市 上対馬町	一重鳴滝線	1500	51	○	99	
開設	自動車道	〃	対馬市 峰町	田口サエ線	300	46	○	100	
拡張			対馬市	総 数	17箇所 8.3km		10箇所 7.6km		
拡張	改良		対馬市	山ノ後吉田線	100	430	○	59	
拡張	改良		対馬市	大保家線	5,100	513	○	60	
拡張	改良		対馬市	飼所佐賀線	100	896	○	68	
拡張	改良・舗装		対馬市	シワカウ線	1,000	226	○	101	
拡張	改良		対馬市	深山舟志線	400	1,958	○	90	
拡張	改良		対馬市	飼所舟志線	500	1,229	○	69	
拡張	改良		対馬市	スガマ河内線	100	119	○	102	
拡張	改良		対馬市	高野山線	100	27	○	103	
拡張	改良		対馬市	安神大米線	100	35	○	104	
拡張	改良		対馬市	久之恵線	100	123		105	
拡張	改良		対馬市	白嶽線	100	40		106	
拡張	改良		対馬市	御岳線	100	126	○	107	
拡張	改良		対馬市	尾崎ノウタ線	100	60		108	
拡張	改良		対馬市	第1佐須奈線	100	112		109	
拡張	改良		対馬市	シゲクマ線	100	229		110	
拡張	改良		対馬市	伊奈ノ内線	100	43		111	
拡張	改良		対馬市	石旅線	100	34		112	

基幹路網について、対馬市森林整備計画概要図に図示する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」(平成27年3月27日付け26林整整第852号林野庁森林整備部整備課長通知)等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

森林作業道は、「森林作業道作設指針」(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、長崎県森林作業道作設指針(平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知)に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道管理台帳等を整備し、適切な管理を行う。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働力確保支援センターとの連携により、木材搬出技術や路網開設技術を有する人材の育成に努めるものとする。さらに、森林技術者(フォレストワーカー)の雇用の長期化・安定化を図るとともに、就労条件の整備、安全管理体制の強化、各種講習会への参加の推進等による労働安全衛生の確保、社会保障の充実を図り、森林技術者の新規参入及び定着化に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

生産性の向上、労働強度の軽減及び安全性の確保を図るため、高性能林業機械の導入を促進する。このため、路網の整備状況に応じた作業システムの普及と、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等による稼働率の向上、機械作業に必要となる路網等の施設の整備に努める。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造 材		チェーンソー ハーベスタ プロセッサ	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ
集 材		林内作業車 小型集材機	フォワーダ 集材機 スイングヤーダ
造 林	地 拵 下 刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

対馬市木材利用促進基本方針に基づき、公共建築物等に地元産材を利用することにより、市民が木とふれあい、木の良さを実感する機会を設けるとともに、木材需要の創出を図る。また、製材端材や林地残材の利用促進を図るため、対馬市木質バイオマスエネルギー導入計画に基づき、熱利用等を目的とした木質バイオマス利用施設の整備を推進する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定・・・鳥獣害防止森林区域を下記のとおり定める。

対象鳥獣の種類	森林の区域（林班番号）		面積(ha)
ニホンジカ	厳原町	1～26、31～211	12,757.43
	美津島町	1～164、170～172、174～207	9,549.26
	豊玉町	1～81	6,555.04
	峰町	1～86	5,450.13
	上県町	1～203	13,999.04
	上対馬町	1～143	9,267.58

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置又はわな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の鳥獣害防止対策を推進する。

また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、関係機関と連携して推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。

2 その他必要な事項

前項対策の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除、予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めるものとする。また、被害抑制のための健全な森林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ被害跡地の復旧及び抵抗性を有する品種及び他の樹種への計画的な転換を図る。

松枯れ対策における駆除及び予防の方針及びその方法は次のとおりである。

① 予防対策

- ・特別防除・・・ヘリコプターによる薬剤散布
- ・地上散布・・・地上から動力噴霧器を利用して松の樹冠部に薬剤散布
- ・樹幹注入・・・マツの幹に薬剤を注入する予防対策

② 駆除対策

- ・薬剤を用いたくん蒸、破碎、焼却等で被害木の中にいる媒介虫を殺虫する。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、市、森林組合、林業普及指導員、森林所有者等の連携によって被害対策や被害監視から防除実行について適確に実行するものとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

イノシシ等の野生鳥獣虫類による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、猟友会、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う罠の設置や捕獲、及び枝条巻付及び防鹿ネットの実施等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進するものとする。また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等の事項のほか、地域住民に対する防火対策のための普及啓発活動に取り組むものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、対馬市火入れ条例(平成16年03月01日条例第165号)に従い、火入れの目的、火入れの方法等の留意事項について関係機関と事前に調整連絡を行い実施するものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。
- (2) その他
該当なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1. 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進を図るため、以下に掲げる森林について次に示す事項に従って適切な施業と施設の整備を一体として推進することとする。

森林の所在		森林の林種別面積(ha)					
位 置	林小班	合 計	人工林	天然林	無立木地	竹 林	その他
美津島町 黒瀬 城山地区	62林班1-1～25	124.41	39.13	83.95	1.33	0	0
	63林班1～25						
	64林班1～11						
計		124.41	39.13	83.95	1.33	0	0

2. 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
造 林	伐採後は速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。なお、植栽は出来るだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。
伐 採	択伐を原則とする。

3. 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
①整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設。
②留意事項 切土、盛土を最小限にし、自然環境の保全、国土の保全に留意する。利用者が多様な森林に接することが出来るよう、配置や管理を行う。

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	スギ	ヒノキ	その他
期待平均樹高	14m	14m	10m

4. その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と共に保健機能の増進が図られるよう、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努めることとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を作成して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの第2の森林病虫害の駆除及び火災の予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域は、路網の整備の状況、その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、森林施業を効率的に行うことができるまとまりのある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として、別表4のとおり定めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

林業が経済的に自立した産業となるよう、木材の他、自然エネルギー資源、原木シイタケのほだ木等への利用を積極的に推進すると共に、新たな産業化を図る。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

既存の施設に限らず、市民から新規の施設要望があった際は、市民に憩いの場の拠点となるような施設の改修・整備を進めることとする。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民の理解を一層深めるため、必要な情報提供を行うとともに、次世代をになう青少年等に対し、森林学習の機会を定期的に提供するなど、市民の森林整備への取組を推進する。また、市民及び、森林づくり活動団体等が行う森林整備に対し、支援を行う。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし。

(3) その他

該当なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権の設定が困難な森林や災害発生リスク軽減のために長伐期に誘導すべき森林、及び当該権利を設定するまでの間の森林については市町村森林経営管理事業により森林整備を推進する。

7 その他必要な事項

保安林、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限にしたがって施業を実施するものとする。

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとする。

【別表1】 公益的機能別施業森林区域一覧

区分		森林の区域(林班)	面積(ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		厳原:4~10、12~14、18~62、64、67~77、79、83~89、92~107、111~134、136~155、157~167、169~187、189、190、192~202、204~211	11,481.84	51,126.87
		美津島:1~7、9~25、35~50、53~56、59、65~92、94~99、101~119、121、122、124、126~137、139~147、149~152、154、155、157~160、162~164、170~172、174~190、192、193、195~207	8,195.14	
		豊玉:3、4、9、11、16~22、24~28、30、34~39、44~81	4,741.44	
		峰:5~8、12~84	5,030.49	
		上県:1~23、25~79、82~93、100~106、109~202	13,224.02	
		上対馬:1~3、6~13、15~21、23、25~28、35、39~53、55~64、66~143	8,453.94	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	厳原:11、15、16、78、135、156、188	454.37	1,418.62
		美津島:51、118、120、138、161、191、194	309.45	
		豊玉:29、41、42、63	430.66	
		峰:85	49.98	
		上対馬:14、29、54	174.16	
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	厳原:17	44.48	2,827.79
		美津島:8、52、57、58、60~63、100、153、156、165~169、173、202	907.56	
		豊玉:1、2、5~8、10、12~15、43	985.81	
		峰:1~4、9~11	319.83	
		上県:96、98、99	216.48	
		上対馬:32~34、36~38、125	353.63	
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	厳原町:11、12、17、26、27、30、31、33~35、37、41~46、48、55、56、58、64、68、72、92~100、102~105、107、109、114、116、120、125、137、138、140~142、144、146、147、151~153、155~158、166、171、172、178、179、186、187、193~196、201、211	4,329.01	13,616.82
		美津島町:8、18、27、35~40、47、56、57、62~64、66、71、73、79、94、95、106、123、132、137、141~147、151、153、158、159、181	1,859.89	
		豊玉町:15、16、19、24、30、55、56、59、70	830.42	
		峰町:14、16、21、23、32~35、45、51、56、59、60、64、68~70、77、86	1,332.01	
		上県町:12、18、25、27、33、37、47、49~52、54、56、60~63、71、73、75、77、85、99、112、139、144~147、172、181~183	2,226.74	
		上対馬町:1、8、10、11、13、14、22~26、28、33、34、45、66~70、72、73、76、84、86、99、101、102、106、107、109、111、113~120、131、133、134、138、139、141、143	3,038.75	
	特に効率的な施業が可能な森林	厳原町:45、46、72、95、137、172、187、201	268.29	435.50
		美津島町:47、73、142、143、145	167.21	

【別表2】 公益的機能別施業森林における施業方法一覧

区分		施業の方法	森林の区域(林班)	面積(ha)	
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		伐期の延長を推進すべき森林	巖原:4~10、12~14、18~62、64、67~77、79、83~89、92~107、111~134、136~155、157~167、169~187、189、190、192~202、204~211	11,481.84	51,126.87
			美津島:1~7、9~25、35~50、53~56、59、65~92、94~99、101~119、121、122、124、126~137、139~147、149~152、154、155、157~160、162~164、170~172、174~190、192、193、195~207	8,195.14	
			豊玉:3、4、9、11、16~22、24~28、30、34~39、44~81	4,741.44	
			峰:5~8、12~84	5,030.49	
			上県:1~23、25~79、82~93、100~106、109~202	13,224.02	
			上対馬:1~3、6~13、15~21、23、25~28、35、39~53、55~64、66~143	8,453.94	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林		巖原:11、15、16、78、135、156、188	454.37	1,418.62
			美津島:51、118、120、138、161、191、194	309.45	
			豊玉:29、41、42、63	430.66	
			峰:85	49.98	
			上対馬:14、29、54	174.16	
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	巖原:17	44.48	2,827.79
			美津島:8、52、57、58、60~63、100、153、156、165~169、173、202	907.56	
			豊玉:1、2、5~8、10、12~15、43	985.81	
			峰:1~4、9~11	319.83	
			上県:96、98、99	216.48	
			上対馬:32~34、36~38、125	353.63	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		

【別表3】 長崎県営林における長伐期施業区域外森林一覧

厳原町

林班	小班	支番	面積
13	3	1	1.11
105	21	0	1
105	22	0	6.04
105	23	0	0.24
105	24	0	0.8
105	25	0	5.7
105	28	0	0.2
105	29	0	2.96
105	31	0	4
105	34	0	4.2
103	6	25	0.1
103	6	26	1.5
156	3	1	0.41
156	3	2	0.49
156	3	3	5.05
156	3	4	1.2
156	3	5	5.27
157	1	1	1
157	1	2	11.56
157	1	3	1.93
157	1	4	7.9
157	1	5	0.96
157	1	6	6.86
厳原町 計			70.48

美津島町

林班	小班	支番	面積
73	3	6	2.25
73	3	7	9.72
73	3	8	0.4
73	3	9	2.42
72	2	1	0.3
72	2	2	0.15
72	2	3	2.34
73	5	1	10.05
74	2	0	2.2
美津島町 計			29.83

豊玉町

林班	小班	支番	面積
48	13	1	0.2
48	13	2	0.58
48	13	3	0.1
48	13	4	1.08
48	13	8	0.55
48	13	9	3.75
48	13	10	0.35
48	13	11	0.39
豊玉町 計			7.00

峰町

林班	小班	支番	面積
29	7	1	0.5
29	7	2	0.22
32	21	0	0.75
32	22	0	4.9
32	23	0	0.36
32	24	0	2.73
45	13	1	2.66
45	13	2	0.2
45	13	3	0.2
45	13	6	0.4
45	13	7	0.6
45	13	8	0.55
45	13	9	0.76
45	13	11	1.2
45	13	12	1.11
45	13	13	0.8
45	13	14	1.32
45	13	16	0.5
45	13	17	0.93
45	13	18	0.99
45	13	20	0.36
45	13	21	0.29
45	13	23	0.4
45	13	24	0.29
45	13	25	0.6
45	13	26	0.4
45	13	28	0.77
45	13	29	0.7
45	13	30	1.48
45	13	33	0.77
45	13	35	0.72
45	13	36	0.82
45	13	38	0.29
45	13	39	0.44
45	13	41	0.16
45	13	42	0.44
45	13	44	0.84
45	13	59	0.25
45	13	45	1.11
45	13	47	0.3
45	13	48	0.69
45	13	50	0.05
45	13	51	0.05
45	13	52	0.3
45	13	54	1.79
45	13	55	1.63
51	1	2	1.2
51	1	3	0.2
51	1	4	0.35
51	1	5	0.05
51	1	6	0.6
51	1	7	0.16
51	1	8	0.88
51	1	10	0.27

峰町

林班	小班	支番	面積
51	1	11	2.38
51	1	13	0.68
51	1	14	0.16
51	1	16	0.06
51	1	19	0.13
51	1	20	0.22
52	6	1	0.06
52	6	2	0.07
52	6	4	0.63
52	6	5	0.04
52	6	6	0.36
52	6	7	0.11
52	6	8	1.44
52	6	10	0.38
52	6	11	0.47
51	2	1	0.14
51	2	2	2.05
51	2	3	0.05
51	2	5	0.34
51	2	6	0.34
51	2	7	1.1
51	2	8	0.62
51	2	10	1.33
51	2	11	0.1
51	2	13	0.37
51	3	2	0.39
51	3	3	1.96
51	3	4	1.8
51	3	5	3.09
51	3	8	1
51	3	9	5.7
51	3	10	0.47
51	3	11	0.27
51	3	12	0.46
51	3	13	7.1
51	4	1	0.4
51	4	2	1
51	4	3	5.97
峰町 計			84.57

【別表3】 長崎県営林における長伐期施業区域外森林一覧

上県町

林班	小班	支番	面積
62	1	0	0.35
62	2	0	2.77
62	3	0	0.3
62	4	0	0.33
62	5	0	0.37
62	6	0	0.85
62	7	1	0.15
62	7	2	0.12
62	8	0	0.19
62	9	0	0.18
62	11	0	1.1
62	12	1	4.8
62	12	2	0.09
62	12	3	0.03
62	14	0	4.48
62	15	0	0.06
62	16	0	0.15
62	17	0	0.22
62	18	0	0.75
62	19	0	0.66
62	20	0	0.45
62	21	1	2
62	23	0	0.35
62	24	0	0.05
62	25	0	0.08
62	26	0	0.12
62	27	0	0.35
62	28	0	0.1
62	29	0	1.65
62	30	1	0.59
62	30	2	0.19
62	31	1	0.16
62	31	2	0.05
62	32	0	0.13
62	33	0	0.25
62	34	0	0.35
62	35	1	1.13
62	35	2	0.45
62	36	0	0.2
62	37	0	1.25
62	38	0	0.5
62	39	0	0.2
62	41	0	2.46
上県町 計			31.01

上対馬町

林班	小班	支番	面積
24	1	7	0.4
85	21	1	5
85	21	2	8.35
85	21	4	0.2
85	21	5	3.45
85	4	0	1.05
110	35	0	1.7
124	5	1	0.15
124	5	2	1.09
124	5	3	0.18
124	4	1	0.15
124	4	2	2.9
上対馬町 計			24.62

厳原	70.48
美津島	29.83
豊玉	7.00
峰	84.57
上県	31.01
上対馬	24.62
対馬市 計	247.51

【別表3】 長崎県林業公社造林地における長伐期施業区域外森林一覧

厳原町

林班	小班	支番	面積
128	1	1	2.56
145	5	26	0.93
145	5	27	0.6
145	5	30	2.94
145	5	31	1.72
145	5	32	1.3
145	5	33	0.26
厳原 計			10.31

美津島町

林班	小班	支番	面積
5	17	1	1.85
5	17	3	2.07
72	7	9	1.98
72	7	13	0.5
74	10	1	7.7
74	10	3	1.4
75	2	7	3.3
79	1	1	0.8
79	1	2	5.7
79	1	5	0.5
79	1	6	6.22
79	1	7	0.17
79	1	8	0.14
87	6	1	1.9
87	6	2	0.6
117	77	1	0.9
143	7		1.53
145	9	1	6
145	9	3	1.58
151	18	3	5.88
181	1	10	0.10
181	1	11	4.89
181	1	12	1.09
181	4	1	4.58
181	4	3	0.76
184	22	1	1.68
185	4	1	1.00
185	6	3	0.46
185	8	3	0.94
185	8	11	1.67
185	11	1	1.24
204	27	3	1.09
美津島町 計			70.22

豊玉町

林班	小班	支番	面積
68	5		1.6
豊玉町 計			1.60

峰町

林班	小班	支番	面積
8	17	3	0.6
16	11	1	4.1
67	10	2	2.49
83	4	2	0.29
83	4	3	1.93
峰町 計			9.41

上県町

林班	小班	支番	面積
47	4	4	0.6
48	1	1	1.33
48	1	2	0.4
48	1	5	0.07
53	14	1	0.1
53	14	2	0.13
53	14	3	0.3
53	14	4	0.06
53	14	5	0.53
53	14	6	0.25
53	14	7	0.07
53	14	8	0.36
53	14	9	1.11
53	14	10	0.12
53	18		0.22
53	25	1	1
56	12	1	0.26
56	12	2	0.64
56	14	2	0.1
58	16	1	0.9
58	16	2	0.1
73	3	11	0.93
86	53	1	5.7
88	19	2	1.53
88	19	3	0.6
88	19	4	0.07
113	17	5	0.05
113	17	6	1.3
113	17	7	0.27
113	17	9	0.05
113	17	10	0.26
113	50	4	0.1
113	50	5	0.8
119	18	1	1.55
120	67	1	0.4
120	67	2	0.65
120	67	4	0.6
120	67	5	0.15
128	19	2	1.25
128	19	4	0.26
128	19	5	0.1
128	19	6	0.67
128	19	7	0.04
128	19	8	0.03
128	31	1	1.56

上県町

林班	小班	支番	面積
128	31	3	0.89
128	34		1.4
128	37	1	0.2
135	35	2	1.22
135	35	5	0.6
135	42		0.01
139	4	1	1.1
139	4	3	0.2
139	4	4	0.2
139	6	1	0.36
139	6	2	0.18
139	6	3	0.53
139	6	4	0.07
139	6	5	0.02
139	6	6	0.58
139	6	7	0.25
139	6	8	0.1
139	6	9	2.99
141	8	1	0.05
141	8	2	1.6
141	8	5	0.75
141	10	1	2.1
141	10	2	1.02
141	10	5	0.08
142	16	1	0.97
142	16	2	0.25
142	16	4	0.1
142	16	6	0.49
142	16	7	0.15
142	16	8	0.55
142	16	9	0.57
142	16	10	1.59
142	16	11	0.18
142	16	12	1.3
142	16	13	2.61
142	16	14	0.27
142	16	15	0.12
142	16	17	0.4
142	16	20	0.8
142	16	21	1.05
142	16	22	0.2
148	11	1	3.44
148	11	2	0.05
148	11	3	0.15
148	11	4	3.17
148	11	5	0.25
148	11	6	0.09
148	11	7	0.16
148	11	8	0.74
148	11	9	0.4
149	16	3	2.56
149	16	6	0.24
150	1	1	0.69
150	6	5	0.75

【別表3】 長崎県林業公社造林地における長伐期施業区域外森林一覧

上県町

林班	小班	支番	面積
150	6	6	0.07
150	6	7	0.44
150	6	8	0.65
150	6	9	0.32
150	6	10	0.04
151	1	5	5.81
151	1	6	0.7
152	24	2	4.23
152	24	4	0.12
154	1	7	0.92
154	1	8	0.41
154	1	9	0.15
154	1	13	0.15
154	1	14	0.77
154	12	2	0.58
154	12	6	1.6
154	12	8	2.29
157	6	3	6.4
157	6	5	0.1
179	10	5	0.22
179	10	6	0.28
179	10	7	3.5
179	16	7	0.45
179	16	8	0.15
179	16	9	2.8
183	21	1	0.5
183	22	3	1.81
183	25	6	0.81
183	25	7	0.09
184	36	1	1.7
184	36	2	0.18
184	36	3	0.02
191	33	1	0.9
191	33	2	0.2
193	62	1	1.1
193	62	2	0.7
193	62	3	0.12
193	62	4	0.08
上県町 計			109.72

上対馬町

林班	小班	支番	面積
11	8	1	0.8
11	16	2	1.4
12	9	1	0.1
12	9	2	2.7
20	26	3	1.55
20	26	4	0.15
21	6	1	2.65
21	6	2	0.04
21	6	8	0.19
21	6	9	0.06
21	6	10	0.5
21	6	14	1
21	6	15	0.05
21	6	16	0.01
57	24	1	2.94
57	24	5	3.52
57	24	6	0.58
57	24	7	0.56
57	24	8	0.18
57	24	9	0.11
57	24	10	1.51
72	24	1	0.8
72	24	4	0.5
73	20	1	1
73	20	2	1.2
74	13	1	0.88
91	22	1	0.1
91	22	2	1.43
91	22	4	0.07
91	22	5	0.7
98	15	2	0.07
98	15	3	0.26
98	15	5	0.01
98	21	1	1.55
98	21	2	0.29
98	21	5	0.05
98	21	6	0.04
98	21	7	0.07
98	21	8	0.06
131	12	1	0.9
133	10	1	1.4
133	14	2	1.2
134	7	1	0.62
134	9	1	0.17
134	9	2	1.14
134	27	1	3.21
134	27	3	0.05
134	27	4	0.04
上対馬町 計			38.41

厳原	10.31
美津島	70.22
豊玉	1.60
峰	9.41
上県	109.72
上対馬	38.41
対馬市 計	239.67

【別表4】 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域一覧

	区域名	林班	区域面積(ha)
1	上対馬町北部区域	上対馬33林班～上対馬55林班	1,407.92
2	大浦区域	上対馬17林班～上対馬32林班	831.62
3	比田勝区域	上対馬56林班～上対馬76林班	1,222.31
4	玖須区域	上対馬1林班～上対馬16林班	949.83
5	舟志区域	上対馬77林班～上対馬105林班,上対馬115林班	2,163.58
6	上対馬町南部区域	上対馬106林班～上対馬114林班,上対馬116林班～上対馬130林班, 上対馬135林班～上対馬138林班,上対馬142林班,上対馬143林班	2,047.11
7	仁田ダム流域区域	上対馬131林班～上対馬134林班,上対馬139林班～上対馬141林班, 上県155林班～上県171林班,上県173林班～上県178林班	2,207.07
8	仁田川流域区域	上県126林班～上県131林班,上県133林班～上県154林班	2,116.98
9	佐須奈区域	上県1林班～上県16林班,上県20林班,上県21林班	1,131.74
10	伊奈区域	上県100林班～上県108林班,上県113林班～上県125林班	1,716.17
11	佐護川東部区域	上県17林班～上県19林班,上県35林班～上県58林班,上県67林班,上 県68林班	1,960.49
12	佐護川西部区域	上県59林班～上県66林班,上県69林班～上県79林班,上県84林班,上 県85林班,上県88林班,上県89林班,上県109林班～上県112林班,上県 132林班	1,918.31
13	佐護川北部区域	上県22林班～上県34林班,上県80林班～上県83林班,上県86林班,上 県87林班,上県90林班～上県99林班	1,826.00
14	鹿見区域	上県179林班～上県181林班,上県183林班～上県191林班,上県193 林班～上県201林班,上県203林班	1,507.41
15	木坂区域	峰1林班～峰19林班,上県202林班	1,165.07
16	三根区域	峰20林班～峰35林班,峰51林班～峰53林班,峰59林班,峰84林班,峰85 林班,上県172林班,上県182林班,上県192林班	1,622.78

【別表4】 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域一覧

	区域名	林班	区域面積(ha)
17	峰町東部区域	峰54林班～峰58林班,峰60林班～峰83林班,峰86林班	1,900.23
18	吉田区域	峰36林班～峰50林班	1,022.13
19	豊玉町東部区域	豊玉17林班～豊玉20林班,豊玉24林班～豊玉40林班,豊玉55林班	2,077.20
20	豊玉町南部区域	豊玉1林班,豊玉2林班,豊玉5林班～豊玉8林班,豊玉10林班,豊玉12林班～豊玉16林班	938.06
21	豊玉町西部区域	豊玉3林班,豊玉4林班,豊玉9林班,豊玉11林班,豊玉65林班～豊玉69林班,豊玉74林班～豊玉81林班	1,207.81
22	豊玉町中央区域	豊玉21林班～豊玉23林班,豊玉44林班～豊玉54林班,豊玉56林班～豊玉64林班,豊玉70林班～豊玉73林班	1,918.98
23	賀谷区域	豊玉41林班～豊玉43林班,美津島142林班～美津島164林班	1,801.19
24	鴨居瀬区域	美津島165林班～美津島178林班,美津島180林班～美津島182林班	935.52
25	美津島町中央区域	美津島1林班～美津島9林班,美津島179林班,美津島183林班～美津島192林班,美津島200林班～美津島202林班	1,066.62
26	大船越区域	美津島10林班,美津島12林班,美津島13林班,美津島193林班～美津島199林班,美津島203林班～美津島207林班	967.34
27	雞知北部区域	美津島11林班,美津島14林班～美津島23林班,美津島48林班～美津島61林班	1,049.52
28	雞知南部区域	美津島24林班～美津島29林班,美津島35林班～美津島46林班	719.75
29	洲藻区域	美津島47林班,美津島62林班～美津島89林班	1,325.80
30	加志区域	美津島90林班～美津島114林班	1,035.49
31	今里区域	美津島115林班～美津島141林班,厳原90林班,厳原91林班	1,362.05
32	厳原区域	美津島30林班～美津島34林班,厳原1林班～厳原17林班	969.85

【別表4】 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域一覧

	区域名	林班	区域面積(ha)
33	久和区域	厳原39林班～厳原61林班	1,508.53
34	久田区域	厳原18林班～厳原38林班	1,524.41
35	厳原町南部区域	厳原62林班～厳原64林班,厳原66林班～厳原89林班	2,007.21
36	久根区域	厳原65林班,厳原197林班～厳原211林班	870.72
37	椎根区域	厳原167林班～厳原196林班	1,776.14
38	阿連区域	厳原92林班～厳原109林班	1,193.84
39	佐須川北部区域	厳原110林班～厳原138林班	1,550.36
40	佐須川南部区域	厳原139林班～厳原166林班	1,649.22

附属参考資料

1. 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳			30～44歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	34,407	16,705	17,702	4,837	2,460	2,377	3,356	1,787	1,569	5,514	2,872	2,642
	平成27年	31,457	15,361	16,096	4,122	2,158	1,964	2,655	1,448	1,207	5,011	2,641	2,370
	令和2年	28,502	14,060	14,442	3,311	1,751	1,560	2,354	1,270	1,084	4,240	2,285	1,955
構成比 (%)	平成17年	100	48.55%	51.45%	14.06%	7.15%	6.91%	9.75%	5.19%	4.56%	16.03%	8.35%	7.68%
	平成22年	100	48.83%	51.17%	13.10%	6.86%	6.24%	8.44%	4.60%	3.84%	15.93%	8.40%	7.53%
	令和2年	100	49.33%	50.67%	11.62%	6.14%	5.47%	8.26%	4.46%	3.80%	14.88%	8.02%	6.86%

	年次	45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女
実数 (人)	平成22年	10,565	5,388	5,177	10,135	4,198	5,937
	平成27年	8,985	4,653	4,332	10,684	4,451	6,223
	令和2年	7,572	3,993	3,579	11,025	4,761	6,264
構成比 (%)	平成17年	30.71%	15.66%	15.05%	29.46%	12.20%	17.26%
	平成22年	28.56%	14.79%	13.77%	33.96%	14.15%	19.78%
	平成27年	26.57%	14.01%	12.56%	38.68%	16.70%	21.98%

※年齢不詳は65歳以上に含めている

資料：国勢調査

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 総数の計の()内には隔年次の比率を記入する。

(2) 産業部門別就業者数等

	年次	総 数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち 木材・ 木製品製造業		
実数 (人)	平成22年	15,490	585	173	2,599	3,357	1,910		10,223
	平成27年	14,792	511	141	2,292	2,944	1,938		9,910
	令和2年	13,832	431	159	1,998	2,588	1,860		9,384
構成比 (%)	平成17年	100	3.78	1.12	16.78	21.67	12.33		66.00
	平成22年	100	3.45	0.95	15.49	19.90	13.10		67.00
	平成27年	100	3.12	1.15	14.44	18.71	13.45		67.84

資料：国勢調査

- (注) 欄外に資料の出所を記載する。

2. 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積							草地 面積	林野面積			その他 面積
			計	田	畑	24	樹園地				計	森林	原野	
							果樹園	茶園	桑園					
実数 (ha)	平成22年	70,884	560	373	163	24					63,103	63,103		7,221
	平成27年	70,863	432	298	117	17					63,282	63,282		7,149
	令和2年	70,742	398	281	100	17					63,105	63,105		7,239
構成比 (%)	平成27年	100	0.56	0.40	0.14	0.02					89.20	89.20		10.23

資料：2020農林業センサス

長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 「草地面積」は「永年牧草地」「放草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。
3. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

4. 森林資源の現況等

(1) 保有者形態別森林面積

保有形態		総面積					人 工 林 率 (B／A)
		面積(A) ha	比率 %	計 ha	人工林(B) ha	天然林 ha	
総数		63,105		61,681	22,699	38,982	36.80%
国有林		4,933	7.82%	4,816	2,911	1,905	59.01%
公 有 林	計	2,906	4.61%	2,804	1,717	1087.00	59.08%
	都道府県有林	1,411	2.24%	1,339	1,002	337	71.01%
	市町村有林	1,495	2.37%	1,465	715	750	47.83%
	財産区有林	0	0.00%	0	0	0	
私有林		55,266	87.58%	54,061	18071	35990	32.70%

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

- (注) 1. 国有林については森林管理局の資料により、民有林については地域森林計画の市町村別森林資源表及び都道府県の林業統計書等をもとに推進し記入する。
2. 官行造林地は「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に()書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入する。学校林は市町村有林とする。
3. 私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含める。

(2) 在(市町村)者・不在(市町村)者別私有林面積

	年次	私有林 合計	在(市町村)者 面積	不在(市町村)者面積		
				計	県 内	県 外
実数 (ha)	平成2年	48,651	47,621	1,030	305	725
	平成12年	48,335	46,046	2,289	1,013	1,276
	平成17年	48,278	46,088	2,190	1,004	1,186
構成比 (%)	平成2年	100.00	97.88	(100.00)	(29.61)	(70.39)
	平成12年	100.00	95.26	(100.00)	(44.26)	(55.74)
	平成17年	100.00	95.46	(100.00)	(45.84)	(54.16)

資料：農林業センサス

- (注) 1. 欄外に資料の出所を記載する。
2. 年次は、結果が公表されている最近3回の調査年次とする。
3. 構成比()は、不在(市町村)者面積の県内、県外比率とする。

(3) 民有林の齢級別面積

	総 数	齢級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	56,865.74	154.01	454.16	360.95	540.55	389.41	737.39	989.87	2,134.92	2,943.07	4,962.79	43,198.62
人工林計	19,788.02	106.61	129.70	91.55	213.55	227.10	243.29	406.76	874.91	1,175.86	2,164.95	14,153.74
主要樹種別面積												
天然林計	37,077.72	47.40	324.46	269.40	327.00	162.31	494.10	583.11	1,260.01	1,767.21	2,797.84	29,044.88
(備考)												

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(注) 地域森林計画の資料(森林資源構成表)を参考として、記入する。

(4) 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1ha		5 ～ 10ha	364		
1～3ha	870	10 ～ 50ha	380		
3～5ha	409	50ha以上	59	総数	2,082

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(注) 欄外に資料の出所を記載する。

(5) 作業路網の状況

ア. 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	233	356	
うち林業専用道	6	9	

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(注) 基幹路網は、既設の林道及び林業専用道について計上するとともに、そのうち林業専用道の内訳についても記載する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、車両の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、林業専用道として計上することができる。

イ. 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	1,544	1,513,677	

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(注) 細部路網は、森林作業道について計上する。なお、平成23年度以前に作設された造林作業道等のうち、林業機械の通行を想定し、継続的な利用が可能なものに限り、森林作業道として計上することができる。

5. 市町村における林業の位置付け

(1) 産業別総生産額 (単位:百万円)

総生産額(A)		101,559
内 訳	第1次産業	6,199
	うち 林業(B)	480
	第2次産業	15,685
	うち 木材・木製品製造業(C)	
	第3次産業	79,675
B+C/A (%)		0.47

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(2) 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	31	356	99,327
うち木材・木製品製造業(B)	2	23	非公表
B/A	6.45	6.46	

資料：令和3年工業統計表 地域別統計表データ

(注) 1. 最近年の工業統計表の「市町村編」による。

2. 製造業には、林業が含まれない。

3. 木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」(総務省)によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

6. 林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数		備考
			うち 作業員数	
森林組合	1	25	11	(名称:対馬森林組合)
生産森林組合	9	260		(名称:鴨居瀬生産森林組合、田生産森林組合、井口生産森林組合、濃部生産森林組合、上槻生産森林組合、大綱生産森林組合、佐賀本戸生産森林組合、志多賀本戸生産森林組合、久和生産森林組合)
木材業	40			
製材業	13			
森林管理署	2	1		
合計	65	286	11	

資料：長崎県対馬振興局作成 令和5年度 対馬管内林業の概要

7. 林業機械等設置状況

機械名	所有台数	機械名	所有台数
動力式索道	—	リモコンチェーンソー架台	—
集材機(10ps未満)	7	刈払機	109
集材機(10ps以上)	6	植穴掘機	—
リモコンウインチ	—	動力枝打機(自動木登式)	—
自走式搬器	3	動力枝打機(上記以外)	—
モノレール	1	苗畑用トラクタ	—
運材車(20ps未満)	2	樹木粉碎機	1
運材車(20ps以上)	6	グラブプルソー	2
ホイールタイプトラクタ	3	(高性能林業機械)	
クローラタイプトラクタ	1	スキッダ	—
フォークリフト	26	プロセッサ	11
トラック/ホイールクレーン	3	ハーベスタ	4
クレーン付トラック	26	フォワーダ	1
グラブプルローダ作業車	25	タワーヤーダ	—
グラブプルローダ付トラック	4	スイングヤーダ	2
トラクタショベル	3	フォーク収納型グラブプルバケット	16
ショベル系掘削機械	75	その他高性能林業機械	2
チェーンソー	208		

資料：長崎県作成 令和6年12月樹立 対馬地域森林計画書

(注) 1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。

8. 林産物の生産概況

種 類	素 材 m ³	チップ m ³	しいたけ原木 m ³	生しいたけ kg	乾しいたけ kg	木炭 kg
生産量	41,539	36,056	2,913	26,971	17,239	17,801
生産額(百万円)	747	263	125	55	100	4

資料：長崎県対馬振興局作成 令和5年度 対馬管内林業の概要

※木材は年度、しいたけ、木炭は年次で集計している。

- (注) 1. 最近1年間の生産について記入する。
2. その他の品目があれば、欄を設けて記入する。

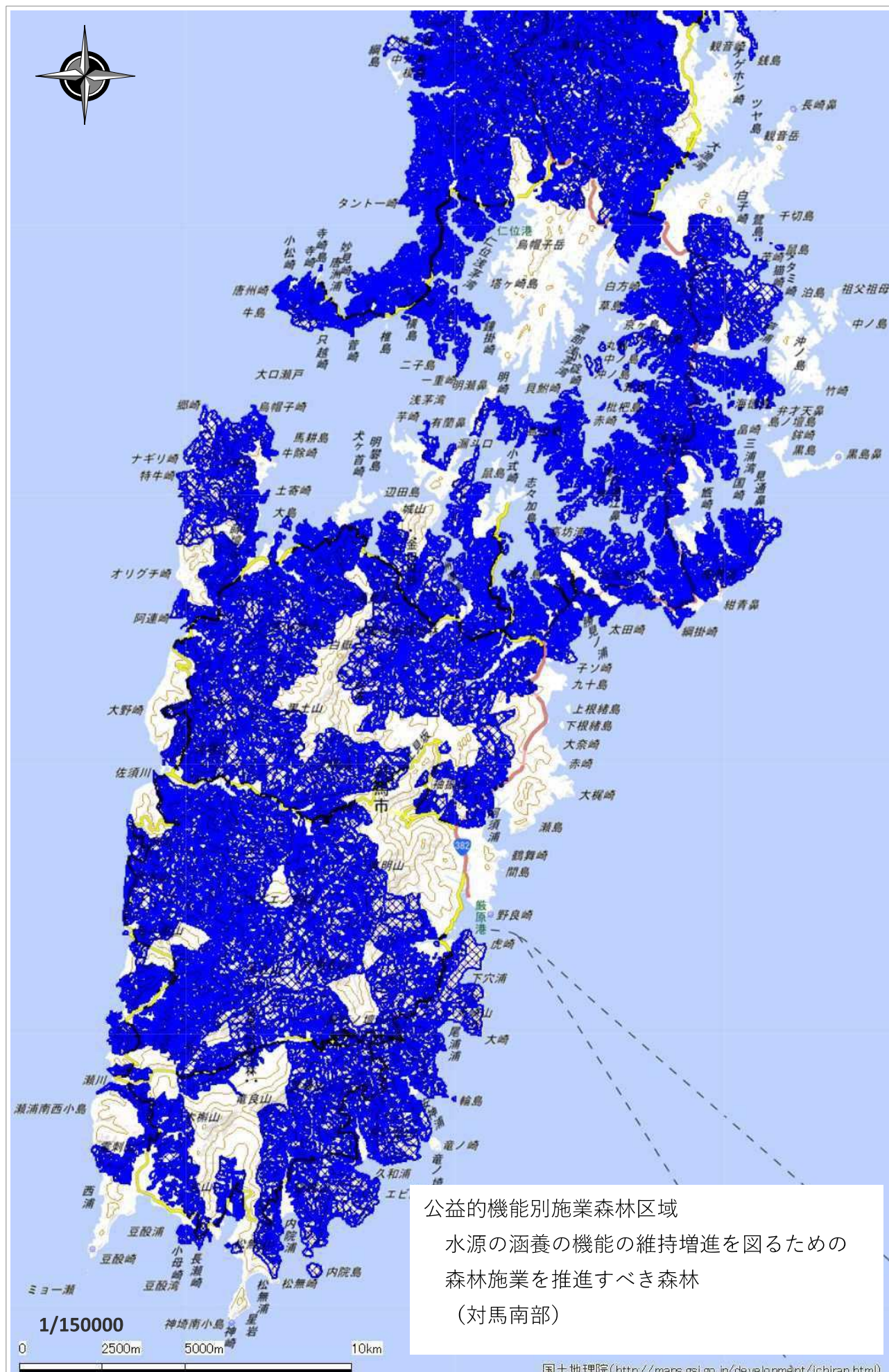
9. 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無
		該当なし	

(注) 計画作成(変更)時点の状況について記入する。

10. その他必要なもの

該当なし



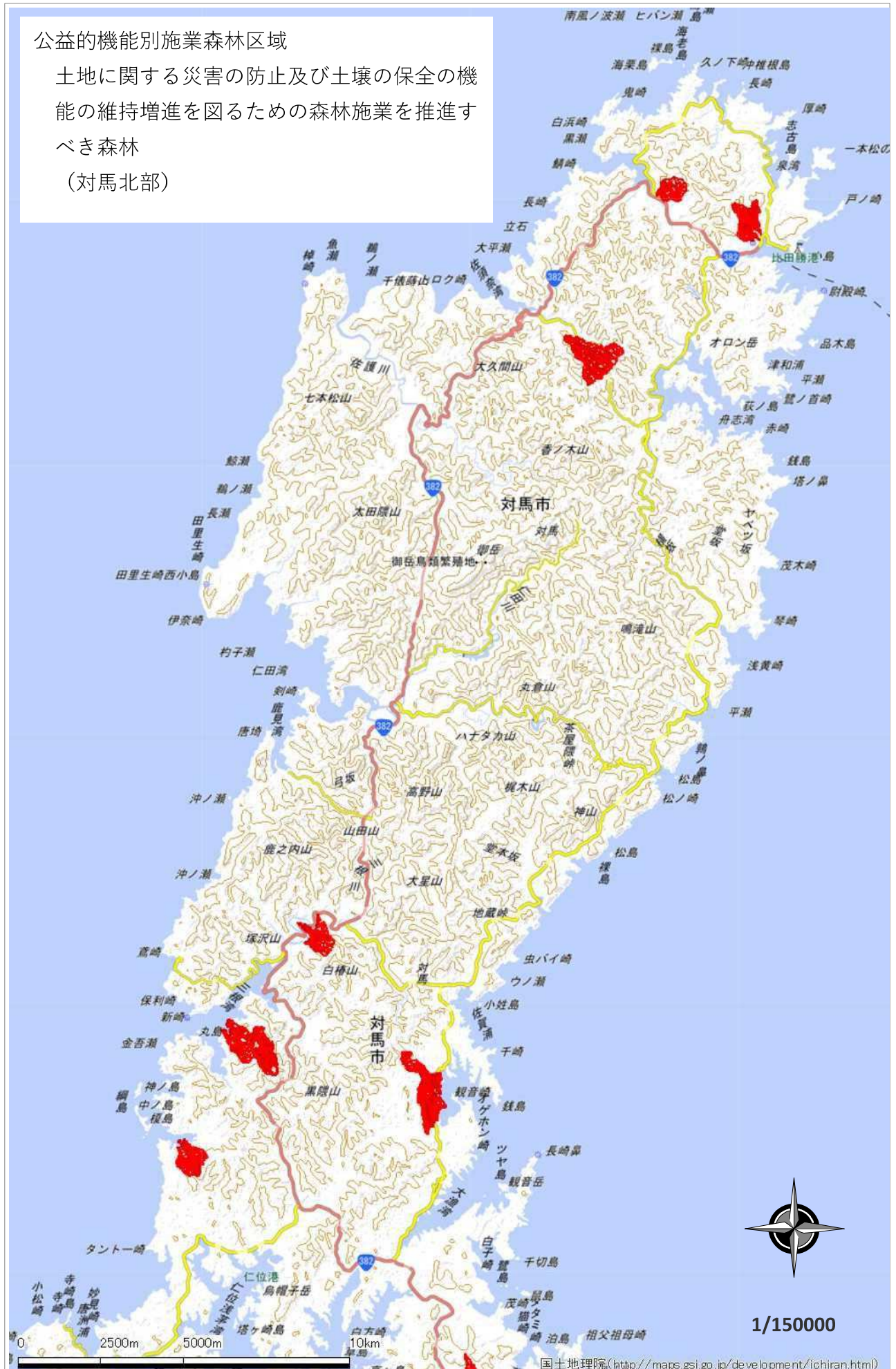
公益的機能別施業森林区域

水源の涵養の機能の維持増進を図るための
森林施業を推進すべき森林

(対馬南部)

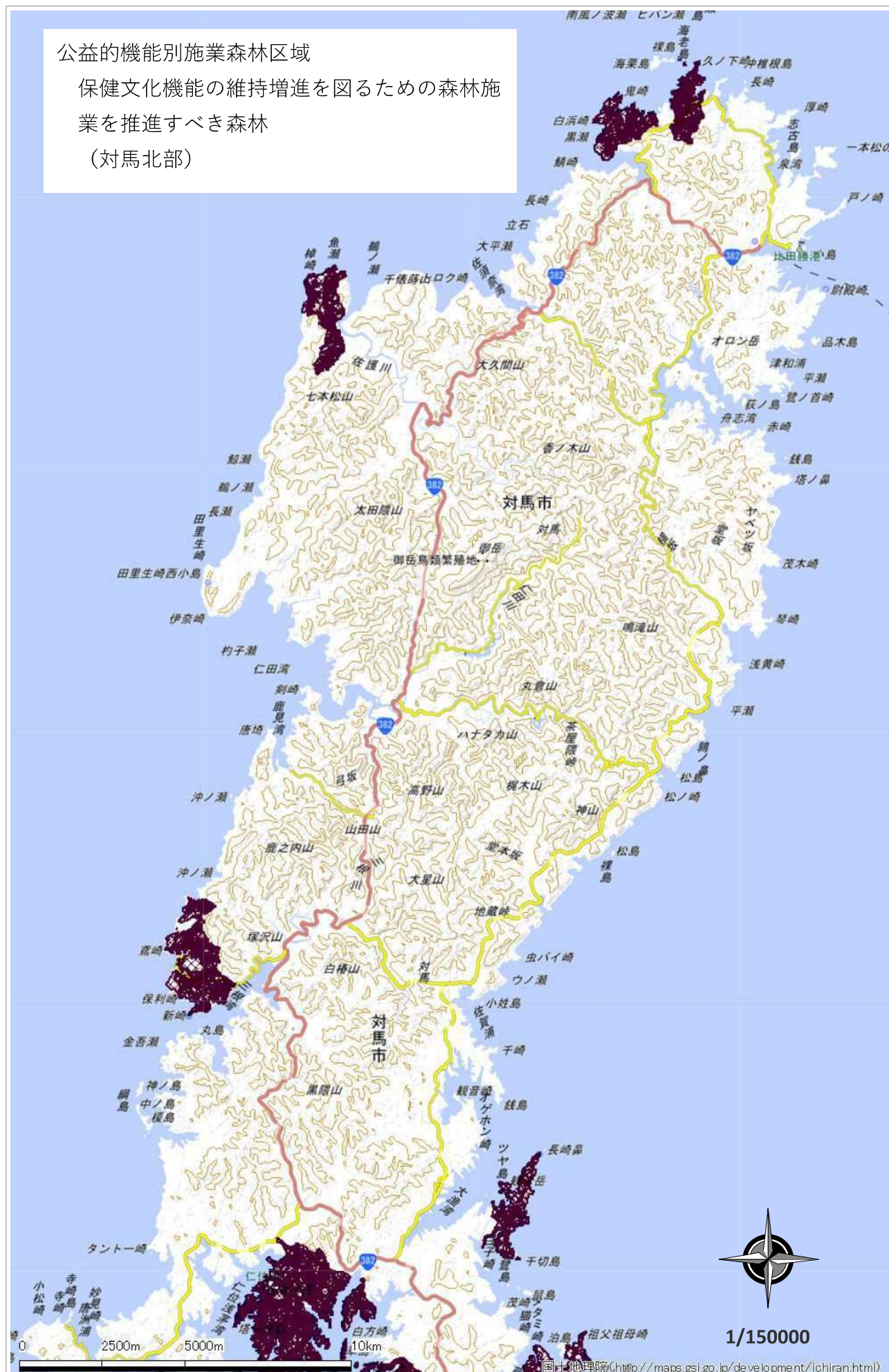
公益的機能別施業森林区域

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
(対馬北部)





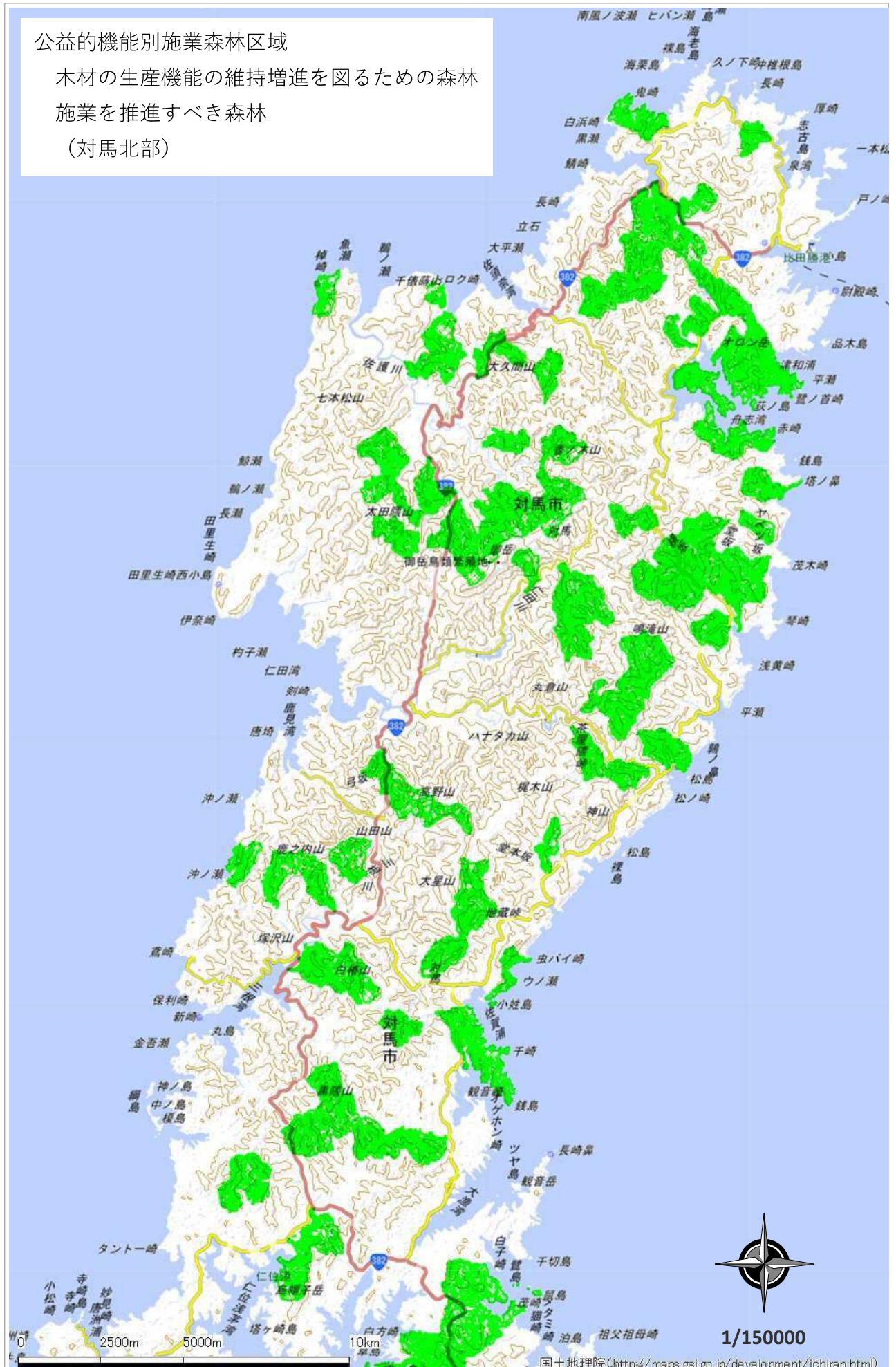
保健文化機能の維持増進を図るための森林施
業を推進すべき森林
(対馬北部)

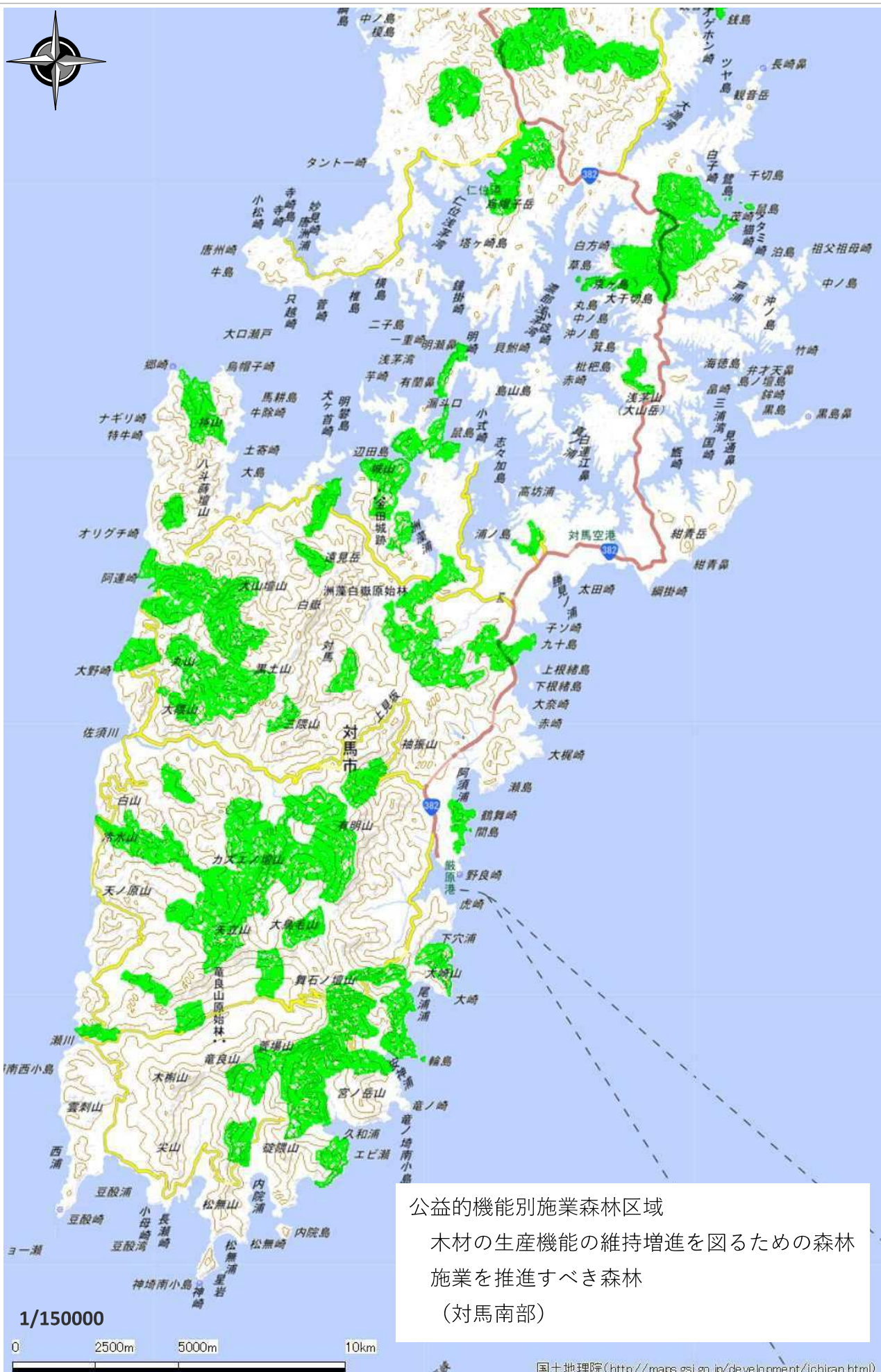




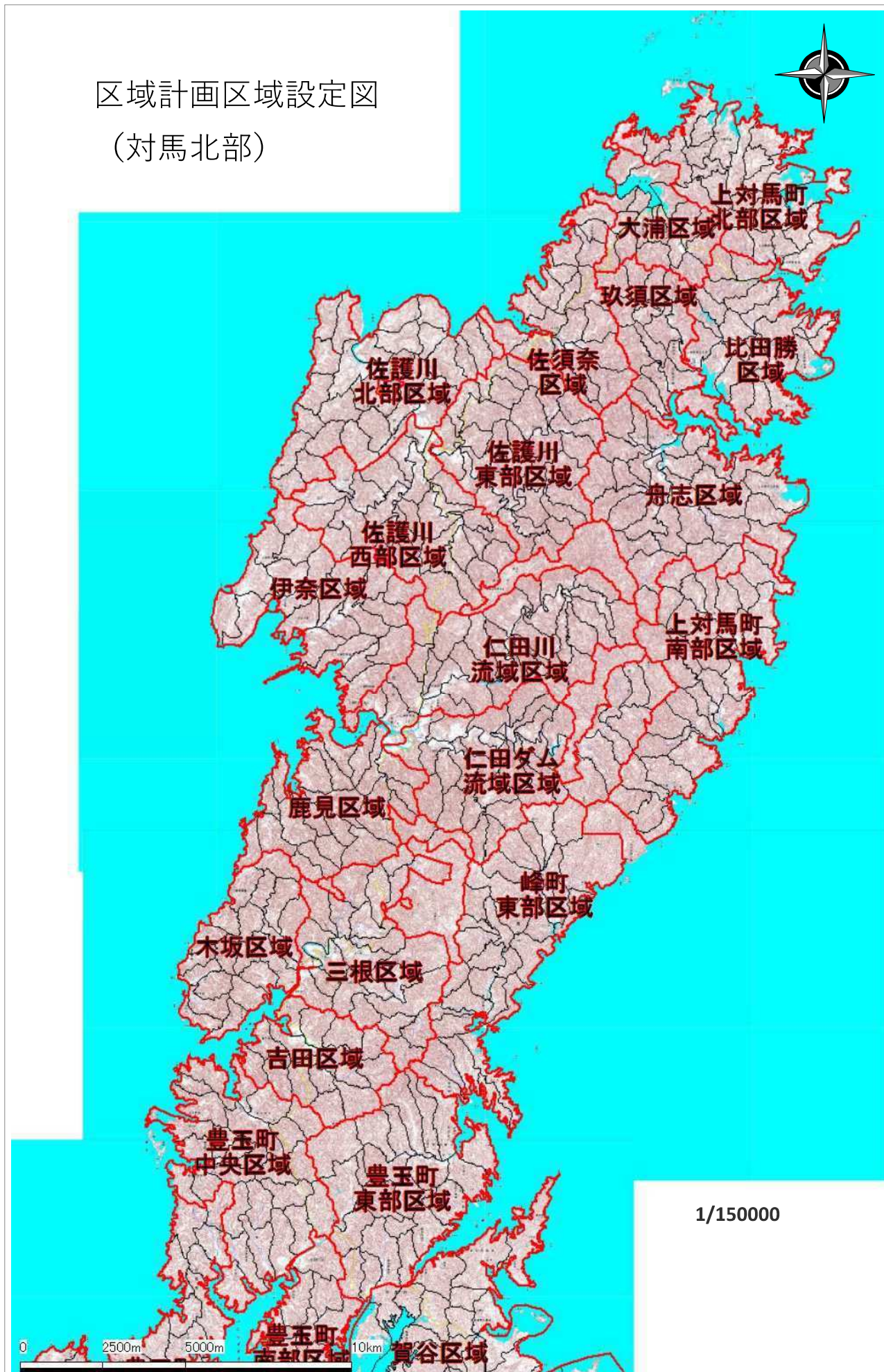
公益的機能別施業森林区域

木材の生産機能の維持増進を図るための森林
施業を推進すべき森林
(対馬北部)

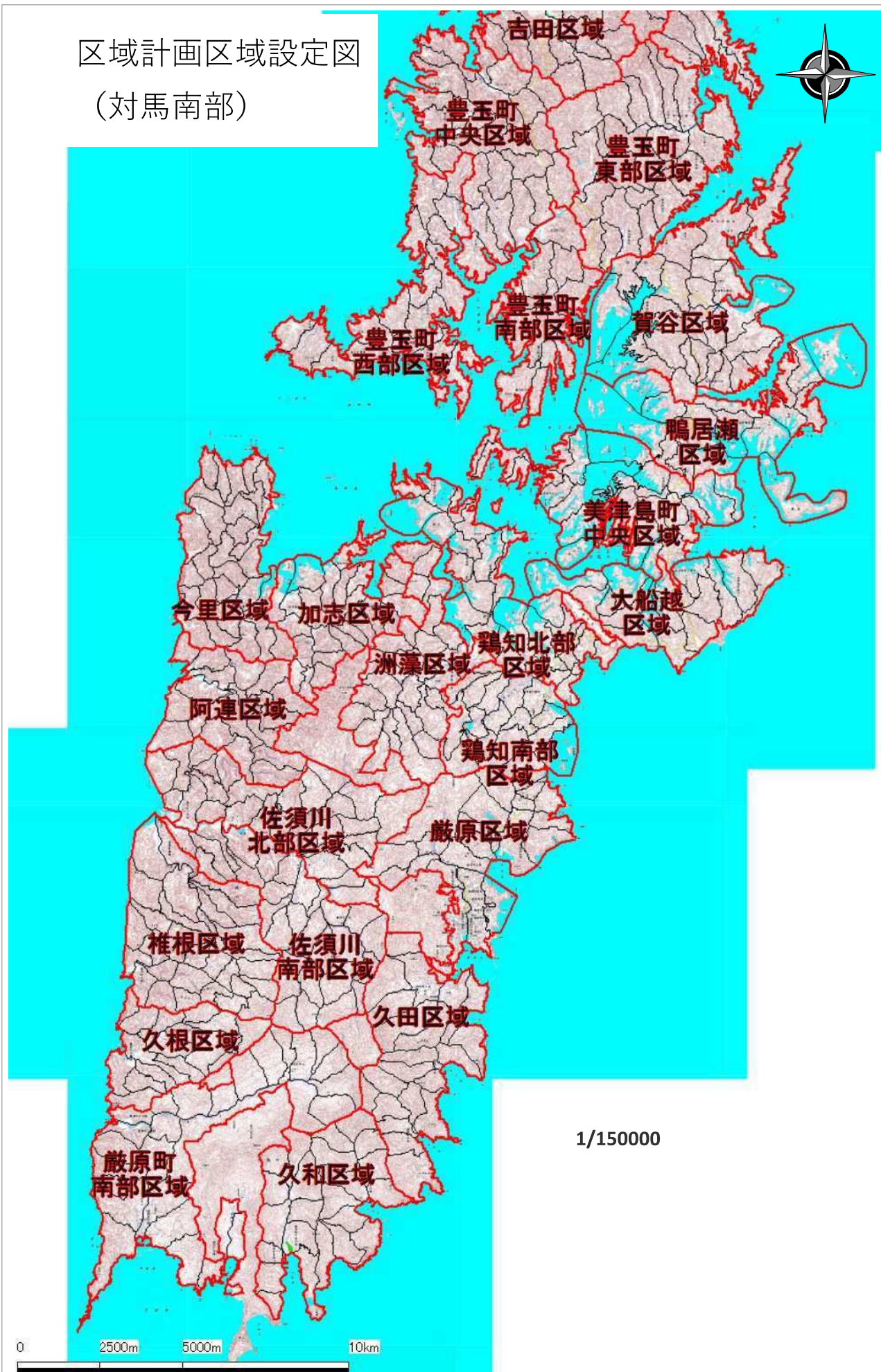




区域計画区域設定図
(対馬北部)



区域計画区域設定図
(対馬南部)





この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て同院発行の基盤地図情報及び電子地形図(タイル)を使用した(測量法に基づく国土地理院承認(使用)R4.4Jb.191)



基幹路網の整備計画概要図





基幹路網の整備計画概要図



この地図の作成に当たっては国土地理院長の承認を得て同院発行の基盤地図情報及び電子地形図(タイル)を使用した「測量法に基づく国土地理院承認(使用)R 4JHs 191」